

人事案件（敬称略）

決算特別委員会

◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

松岡 昇平（成能）

任期 平成21年1月1日～平成23年12月31日（3年）

◎委員長 ○副委員長

◎矢間 一義 ○榎田 和美

西村 豊 武田 雅司

岩田 忠義 宮本 増憲

吉岡 昇平

◆議案【市長提出分】

議案番号	件名	議決等結果
第96号	平成20年度大洲市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第97号	平成20年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第98号	平成20年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第99号	平成20年度大洲市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第100号	大洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について	原案可決
第101号	大洲市投票管理者等の報酬及び費用弁償支給条例及び大洲市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	原案可決
第102号	おおず赤煉瓦館条例の一部改正について	原案可決
第103号	大洲家族旅行村条例の一部改正について	原案可決
第104号	鹿鳴園等体験交流施設条例の一部改正について	原案可決
第105号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第106号	平成19年度大洲市歳入歳出決算の認定について	継続審査
第107号	平成19年度大洲市企業会計決算の認定について	継続審査
第108号	愛媛県地方税滞納整理機構規約の変更について	原案可決
第109号	愛媛県市町総合事務組合規約の変更について	原案可決
第110号	大洲市職員倫理条例の制定について	原案可決
第111号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意

◆議案【委員会提出分】

議案番号	件名	議決等結果
委第3号	大洲市議会会議規則の一部改正について	原案可決
委第4号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	原案可決
委第5号	子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書の提出について	原案可決

◆陳情

陳情番号	件名	議決等結果
第3号	子宮頸がん予防ワクチンに関する陳情	採 択

◆報告

報告番号	件名	議決等結果
第9号	平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	受 理
第10号	ひじかわ開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	受 理
第11号	株式会社清流の里ひじかわの経営状況を説明する書類の提出について	受 理
第12号	株式会社ゆうとびあ河辺の経営状況を説明する書類の提出について	受 理

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、三次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げているところである。

しかしながら、過疎地域においては、人口減少と高齢化は特に顕著であり、公共交通機関の廃止、医師の不在、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進み、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面している。

そのような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

現在、本市は現行法第33条第2項に基づき、新市の区域内の旧長浜町・旧肱川町・旧河辺村が一部過疎地域として指定されているが、旧大洲市においても過疎指定要件に該当しないものの過疎地域同様、美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域を多く含んでおり、これらについても総合的な対策が迫られている。

よって、一部過疎地域指定の継続及び、過疎地域指定の範囲を広げた新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

大洲市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

女性の病気である子宮頸がんの死亡率は高く、毎年8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっている。

子宮頸がんは、発症年齢層のピークが年々低年齢化してきており、その原因のほとんどが、ウイルスによる感染であるということから、8割近くの女性が一生のうちに感染するものの、感染した女性すべてに発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれている。

こうした中、このウイルス感染を予防するワクチンの研究開発が進み、子宮頸がんは「予防可能ながん」となっているが、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されていない。

よって、国においては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、下記の項目について早急実現されるよう強く要望する。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること
- 2 予防ワクチン承認後、その推進を図るために接種への助成を行うこと
- 3 ワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し、検討を進め、必要な対策を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

大洲市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣